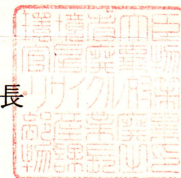


環廃産発 1408121 号

平成 26 年 8 月 12 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



産業廃棄物処理に係る法令遵守の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条第 1 項の許可を有する産業廃棄物焼却施設から生じたばいじんについて、ダイオキシン類の含有量の基準（3ng-TEQ/g 以下）に適合していないにもかかわらず、産業廃棄物処分業者に対して埋立処分が委託された事案があった。

当該事案は、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 1 項（特別管理産業廃棄物処理基準）に違反する処分を委託するものであり、同条第 5 項に違反する行為と考えられる。

当該ばいじんに含まれるダイオキシン類の量が基準に適合していなかった原因については、引き続き究明が行われているところであるが、当該事案で用いられた産業廃棄物焼却施設の維持管理等が適切でなかったことが要因であった可能性がある。

については、貴職管区内の産業廃棄物（以下、特別管理産業廃棄物を含む。）処理業者に対し、産業廃棄物の処理及び産業廃棄物処理施設の維持管理を行うに当たり、下記のとおり廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 産業廃棄物処理基準の遵守

産業廃棄物の処理（当該処理を他人に委託する場合を含む。）を行うに当たっては、廃棄物処理法及び関係法令等に規定する処理基準を遵守すること。

特に、特別管理産業廃棄物である一部のばいじんについては、上記の基準を満たさな



れば埋立処分を行うことができないとされているところ、当該ばいじんが基準に適合していることについて、排出事業者及び産業廃棄物処理業者は十分に確認した上で処分又は処分委託を行う必要があること。

2. 産業廃棄物処理施設の適切な維持管理

産業廃棄物処理施設の維持管理については、産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準及び関係法令に定める基準を遵守するよう、適切に検査、点検及び整備を実施すること。

以上